

報告第8号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和7年6月2日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

7 専第 3 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 297,000 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 7 年 5 月 12 日
- 4 事 案 概 要 令和 7 年 1 月 23 日（木）、[REDACTED]付近の清水谷古墳敷地内において、職員が当該用地の樹木の伐採作業を実施していたが、隣接する樹木の枝及びつる等が複雑に絡み合っていたため、当該樹木の除去が困難であったことから、伐採作業を中断したところ、令和 7 年 1 月 28 日（火）午前 11 時頃、強風により伐採途中であった樹木が隣接住宅側に倒れ、相手宅のテラス天窓の一部を破損させたもの。
- 5 そ の 他
- |                  |           |
|------------------|-----------|
| 相手方修理費           | 297,000 円 |
| 全国市長会市民総合賠償補償保険額 | 297,000 円 |
| 市持出額             | 0 円       |

令和 7 年 5 月 12 日

交野市長 山 本 景